

「あはき・柔整広告ガイドライン」の適正かつ積極的な運用を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 7 2 号

受理年月日 令和 7 年 5 月 2 9 日

付託年月日 令和 7 年 6 月 1 2 日

陳 情 者

陳 情 原 文 令和 7 年 2 月 1 8 日、厚生労働省から「あん摩業、マッサージ業、指
圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得
る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（いわゆる「あはき・柔整
広告ガイドライン」）が公表されました。

国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるため
には、施術所のルール順守が重要となります。各法に違反するような広告や国民に
誤解を与えるような広告が、施術所の信頼を損ない、国民の健康被害に繋がる可能
性も否定できません。

地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置し
ている自治体においては、通報対応だけではなく、一斉点検や文書配布等の適切な
施策によって、保健所による「あはき・柔整広告ガイドライン」に違反する広告の
改善指導を強く希望します。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

「あはき・柔整広告ガイドライン」を、適正かつ積極的に運用すること。